

奈良県広域水道企業団 渇水対策本部会議 (令和8年第1回)

令和8年3月5日(木)

(1) 渇水状況とこれまでの取組

▼渇水状況

○今後の天候予測について

- ・近畿地方太平洋側の向こう3か月の降水量は、ほぼ平年並みの見込み

○企業団水源ダム(紀の川水系)の貯水状況(3月5日9:00現在)

- ・大滝ダム 貯水率 6.6%
- ・大迫ダム 貯水率 16.2%
- ・津風呂ダム 貯水率 50.2%

[参考: 淀川水系] 室生ダム 貯水率 45.4%

▼これまでの取組

○自主節水

- ・1月15日 御所浄水場による紀の川からの取水量(従前は2.117m³/s)を自主的に10%削減※¹(1.9m³/s)
桜井浄水場(水源: 室生ダム)から水融通(+0.08m³/s)
- ・1月24日 生駒事務所の自己水源(井戸)からの取水量を増量※²(+0.02m³/s)

○取水制限

- ・2月26日 紀の川の約10%取水制限※¹開始(13:00から)
1月15日以降開始の取組は継続し、以下の取組を新たに開始
⇒小島浄水場(五條市)及び桜ヶ丘浄水場(大淀町)において取水量の削減
大和郡山事務所の自己水源(井戸)からの取水量を増量※²(+0.005m³/s)

※¹ 紀の川からの取水量削減率は、直近3箇月の1日最大取水量に対する率

※² 県域水道一体化により構築した広域的な水源運用体制により、井戸からの取水量を機動的に増量

(2) 今後の見通し

▼取水制限の強化(取水制限の見込み)

- 少雨による貯水率の低下が進んでおり、早ければ3月下旬に紀の川(大滝ダム、大迫ダム、津風呂ダム)の取水制限が強化される可能性がある。

▼取水制限の影響を受けると考えられる企業団の施設

- ・御所浄水場、小島浄水場(五條市)、桜ヶ丘浄水場(大淀町)

▼取水制限の影響を受けると想定される範囲

- ・奈良県広域水道企業団の構成市町村において給水制限が生じる。

(3) 今後の対策

▼本日、企業団渇水対策本部の設置

▼水運用の総合調整

- 2月26日開始の取水制限により実施している取組みは継続

○取水制限強化による対応

- ・御所浄水場、小島浄水場(五條市)、桜ヶ丘浄水場(大淀町)の取水量削減に伴い、給水制限(減圧給水)を実施
- ・奈良市、葛城市への用水供給は、承認水量に対し7%程度減を予定



▼取水、給水制限に伴う施設運用

◆減圧給水に向けて、2～3週間の準備が必要

減圧給水の影響を最低限に止め、安心安全な水道水を供給するため、以下の取組みを行う。

○減圧給水に伴う準備内容

・水圧（減圧）調整

例）圧送ポンプの水圧調整による減圧

例）制水弁等での水圧調整による減圧

例）配水池の水位調整による減圧

○水質管理の徹底

・原水のカビ臭原因物質(2-MIB)検査を毎日実施

・活性炭によるカビ臭原因物質の除去

○確認中の事項

・生活に最低限必要とされる水圧確保をした上での削減可能水量

・減断水の恐れがある地区、戸数

・病院等の要配慮者施設

・給水に支障が生じた場合の応急給水体制（給水車は25台保有）



▼節水広報

○住民による自主節水の強化により生活への影響を回避するため、積極的に広報

①多様な媒体による発信

- ・企業団本部でポスター・チラシの作成
- ・企業団HP・SNSでの情報発信
- ・広報紙への掲載など

②現場レベルでの広報

- ・各事務所で対応可能な広報を実施

③関係機関への情報共有

- ・県、市町村長、企業団議会へ企業団渇水対策本部会議資料を提供

④協力要請の実施

- ・企業団から市町村長など関係行政機関あて、協力依頼文書を発出

⑤本部での取りまとめ

- ・企業団本部で各事務所の広報内容を取りまとめ

(4) 住民の皆様にお伝えしたいこと

- 30年に一度といわれる少雨の影響により、今後まとまった降雨がなければ、**今月下旬にも取水制限が強化される可能性があり、準備しておく必要があると考えております。その場合は給水制限の実施を想定しております。**
- 給水制限は減圧により実施します。実際に減圧を行った場合、水が出にくくなることがあります。また、まれに水が濁ったり、水道管の水垢が混じったりする場合があります。
- なお本日(令和8年3月5日)時点では給水制限はしておりません。よって断水になることもありません。このため飲料水などの生活用水がなくなることはありません。
ただ給水制限の準備作業をこれから行いますので、一部上記のような影響が出るかもしれません。
- このような減圧による影響をできるだけ出ないように、次のとおり節水をお願いします。
なお、過去の渇水では、節水をすることで生活への大きな影響を回避できています。

- ✓ **一般家庭の皆様へ**
可能な範囲での節水にご協力をお願いいたします。
節水の方法はチラシ、企業団HPをご覧ください。
- ✓ **事業者の皆様へ**
事業活動のための水道利用は引き続き必要な範囲でご利用ください。
一方でオフィスなど事業活動外でのご利用については、積極的な節水をお願いいたします。
- ✓ **学校、図書館、役所などの公共施設、大規模営業施設の皆様へ**
積極的な節水にご協力をお願いいたします。
- ✓ **病院、消防など水道利用が必要な皆様へ**
これまでとおりにご利用いただいて結構です。何かご質問があれば各市町村の企業団事務所にお問い合わせください。

- 今後の天候状況により渇水がさらに進む可能性があります。また春以降は農業用水の確保も必要になります。
その場合は給水制限もさらに強化する必要があります。

- 状況が変わる都度に最新の情報をご案内します。内容について、ご確認いただきますようお願いいたします。

